

令和 5 年 第 2 回 筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	令和 5 年 5 月 19 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 5 年 5 月 19 日 (金) 10 時 00 分
閉 会	令和 5 年 5 月 19 日 (金) 10 時 55 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>10 番 奥 村 忠 義 11 番 山 本 久 矢</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 福 本 美津子</p>

# 会 議 録

令和5年第2回臨時会

令和5年5月19日（金）

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから令和5年第2回筑前町議会臨時会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 原口博文議員及び4番 原田宏議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は本日5月19日の1日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日5月19日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和5年第2回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>Gサミットの広島開催、ロシアのウクライナ侵攻、中国の動向等の国際問題、あわせて国内においては、現実味を帯びてきた人口減少社会、さらに、環境、物価高騰、エネルギー、コロナ対応等、時代の大きな変革期であることを実感させられる日々でございます。このような国際・国内動向を注視し、また、歩調を取りつつ本町のまちづくりを推進しなければなりません。本日の臨時会も、その新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰等の政策の一環としての提案が主題でございます。よろしくお願いいたします。また、本議会が執行部令和5年度の新体制でもございます。併せてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日提案します議案等8件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により制定した筑前町税条例の一部を改正する条例を報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容としましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、筑前町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日付専決処分により当該条例の一部を改正したものです。</p> <p>承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、同じく地方自治法の規定に基づき専決処分により制定した筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容としましては、地方自治法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、筑前町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31</p>

	<p>日付専決処分により当該条例を改正したものです。</p> <p>承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、同じく地方自治法の規定に基づき専決処分した令和4年度筑前町一般会計補正予算（第13号）について報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容としましては、公共交通利用促進整備事業、篠隈新道バス待合所設置工事を繰越明許費に追加する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日付で専決処分したものです。</p> <p>承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、同じく地方自治法の規定に基づき専決処分した令和5年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容としましては、国が令和5年度も新型コロナワクチン接種事業を実施する方針を示したことで、当該事業の予算を増額する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、補正額1億2,087万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ134億4,693万7,000円とする予算を4月1日付で専決して処分したものです。</p> <p>承認第6号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、同じく地方自治法の規定に基づき専決処分した損害賠償について報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容としましては、筑前町朝日地内での事故の損害を賠償し、和解を締結する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、4月5日付で専決処分したものです。</p> <p>承認第7号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、同じく地方自治法の規定に基づき専決処分した令和5年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容としましては、住民税非課税の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業について、当該事業の予算を増額する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、補正額1,893万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ134億6,587万円とする予算を4月21日付で専決処分したものです。</p> <p>議案第26号、工事請負契約の締結につきましては、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、夜須中北側校舎外壁改修工事の工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第27号、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正額2億2,844万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ136億9,431万6,000円とするものです。</p> <p>内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を追加するものです。</p> <p>以上が本日提案します議案等の提案理由です。慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、開会にあたりましての挨拶と、議案等の提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例の一部を改正する条例の制定）」を議題とします。

	<p>説明を求めます。 税務課長</p>
税務課長	<p>おはようございます。 議案書の1ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。 次の2ページをお願いします。令和5年専決第2号、専決処分書でございます。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月31日付、町長名です。 3ページから26ページまでが新旧対照表となっております。今回の主な改正について説明させていただきます。 3ページをお願いいたします。森林環境税の課税が令和6年度に開始されることに伴いまして、第34条の9、4ページの第38条、次の5ページ第41条、第44条、7ページ第47条、8ページ第47条の2及び9ページ第47条の6を改正するものです。令和6年1月1日施行となります。 3ページに戻っていただきまして、第36条の3の2第2項につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項を簡素化するため新設するものです。施行日は令和7年1月1日となります。 続きまして、7ページの第46条、10ページ第48条、次の11ページ第50条、12ページ第98条及び13ページ第101条につきましては、様式の新設に伴う改正です。 11ページに戻っていただきまして、第82条です。特定小型原動機付自転車の車両区分が新たに定められたことにより改正するものです。令和5年7月1日施行となります。 13ページをお願いします。附則第8条です。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度まで延長するものです。 14ページ、附則第10条です。令和3年度法改正において、法附則第64条を削除する改正規定の施行に伴い改正するものです。 16ページ、附則第10条の2第27項につきましては、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額する割合を定めるものです。附則第10条の3につきましては、先ほどの大規模修繕工事を行ったマンションに対する減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定するものです。 17ページ、附則第10条の4及び附則第10条の5につきましては、適用期限を2年延長するものです。 附則第10条の6につきましては、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定するものです。 19ページをお願いします。附則第15条の2及び次の20ページの附則第15条の6第3項につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的な特例措置の規定を削除するものです。附則第15条の2の削除に伴い、附則第15条の2の2が附則第15条の2に繰り上げとなります。改正後の附則第15条の2及び23ページの附則第16条の2につきましては、不正により生じた納付不足額を徴収する際に加算する割合を35%に引き上げるものです。令和6年1月1日施行です。 20ページに戻っていただきまして、附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、適用期限を3年または2年延長するものです。</p>

	<p>飛びまして、24ページをお願いします。第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例について、適用期限を令和8年度まで延長するものです。</p> <p>そのほか、条例改正につきましては、項ずれ、国主導により規定の整備等がなされ、適切な条文に改正するものでございます。</p> <p>最後に附則になります。</p> <p>第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。基本的には令和5年4月1日からの施行となりますが、先ほどから説明でも触れておりますように、森林環境税の課税開始に伴う改正など、それぞれ施行日を設定しているものもでございます。そのほか、経過措置があるものについて附則として規定を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>柳議員</p>
柳議員	<p>資料の4ページから5ページですけど、個人町民税の徴収の方法として第38条の第3項ですかね、森林環境税は当該個人の町民税の均等割を賦課しとあるんですけど、どういうふうにして賦課するのか教えてください。</p>
議長	税務課長
税務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町民税の均等割に合わせて森林環境税を賦課徴収するものでございます。</p>
議長	柳議員
柳議員	<p>森林環境税の関係ですけれども、令和6年度からですかね。最初に聞いたときは、個人割は1人1,000円という話だったと思うのですが、これが均等割になったのですかね。そこがちょっと分からないので教えてください。</p>
議長	税務課長
税務課長	<p>森林環境税は、令和6年度から個人住民税の均等割と合わせて1人年額1,000円が賦課徴収される国税となります。</p>
議長	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>令和5年4月1日施行の条例は専決もやむなしと考えますが、承認第2号には、施行期日が令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日となっている条例改正が含まれており、それについては定例議会での議案提案にすべきと考えます。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>それでは、次に原案に賛成の方の討論を求めます。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>それでは、ないということでございますので、討論をこれで終わります。</p> <p>これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例の一部を改正する条例の制定)」を採決します。</p> <p>本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、承認第2号は承認することに決定いたします。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>議案書の27ページをお願いします。</p> <p>承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日付、町長名でござい ます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほどの町長の説明のとおりでございます。</p> <p>28ページをお願いします。専決処分書となっております。令和5年専決第3号、3月31日に専決処分したものであります。</p> <p>29ページをお願いいたします。このページから36ページまでが新旧対照表とな っております。</p> <p>29ページの第3条では、後期高齢者支援金分課税限度額を現行20万円から22 万円へ改正し、改正なしの医療分と介護分とを合わせて、全体で賦課限度額が102 万円から104万円となります。</p> <p>これは、医療費の増高が続く中で、高所得者にも応分の負担を求め、負担感の重い 中間所得層に配慮をするための改正となっております。また、物価上昇の影響で軽減 を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、第22条第1項第2号におい て、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を28万5,000円から29万 円へ改正し、同じく第3号において、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額 を52万円から53万5,000円と改正するものです。</p> <p>それ以降の改正につきましては、対応する法令の改正や書きぶりを合わせたこと による規定の整備となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>承認第3号は、物価高騰の中、さらに2万円もの町民への負担増を強いる改正であ り、反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）」を採決します。</p>

	<p>本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。 したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和4年度筑前町一般会計補正予算(第13号))」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の37ページをお願いします。 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認をを求めるものです。本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりです。 38ページをお願いします。 令和5年専決第4号、専決処分書。 令和4年度筑前町一般会計補正予算(第13号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。令和5年3月31日に専決処分したものです。 別冊の令和4年度一般会計補正予算(第13号)をお願いします。 1ページです。 令和4年度筑前町の一般会計補正予算(第13号)は次に定めるところによる。 第1条の繰越明許費の補正につきましては、2ページの第1表になります。今回の補正は、事業実施にあたり繰越明許費の追加が必要となったため、繰越明許費を補正するものです。 2款1項総務管理費、公共交通利用促進整備事業(篠隈新道バス待合所設置工事(設計・監理業務含む))461万8,000円でございます。 以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和4年度筑前町一般会計補正予算(第13号))」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和5年</p>



	<p>度筑前町一般一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>議案書の39ページをお願いします。 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりです。 40ページをお願いします。 令和5年専決第5号、専決処分書。 令和5年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和5年4月1日に専決処分したものです。 別冊の令和5年度一般会計補正予算（第1号）をお願いします。 1ページです。 令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,087万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億4,693万7,000円とするものです。 今回の補正内容は、全て新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算となります。 歳出から説明いたします。 7ページをお願いします。 4款1項3目予防費、補正額1億2,087万9,000円の増額です。 1節報酬202万8,000円から3節職員手当等153万7,000円。 飛んで、8節旅費4万4,000円については、職員及び会計年度任用職員の人件費です。 戻って、7節報償費74万円は、ワクチン接種応援隊に対する謝金です。 次に、10節需用費60万円は、接種会場で使用する医薬材料費及び事務用消耗品費です。 11節役務費478万1,000円は、居住地以外の医療機関等で接種を受けた場合の費用の支払い業務に係る審査支払い手数料76万4,000円と、接種券の郵便代及び電話代401万7,000円です。 12節委託料1億416万円は、接種事業に伴う各種委託料です。ワクチン対策室とコールセンター5人分の人材派遣委託料2,024万4,000円。接種会場の設営に伴う集団接種会場設営委託料479万6,000円。医療廃棄物処分委託料7万8,000円。各医療機関へのワクチン移送業務委託料250万8,000円。個別接種、集団接種に係るコロナワクチン接種委託料7,318万7,000円。接種券等印刷封入封緘業務委託料228万6,000円。ワクチン保管用冷凍庫電源の機械警備委託料18万1,000円。システム改修委託料88万円です。 13節使用料及び賃借料698万9,000円は、予約システムサービス利用料633万6,000円、複写機使用料60万円。8ページです。IP電話サービス利用料5万3,000円です。 次に歳入です。 6ページをお願いします。 16款1項4目衛生費国庫負担金、補正額6,172万3,000円の増額です。新</p>

	<p>型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金です。</p> <p>2項4目衛生費国庫補助金5,915万5,000円は、接種確保事業費補助金です。</p> <p>22款5項2目雑入は、町外分の接種費として1,000円を計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>別冊の7ページです。3目予防費の7節報償費ですが、ワクチン接種応援隊の仕事内容と人数はどれだけか、お尋ねします。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>応援隊の業務といたしましては、まず、受付のほうの業務、あとは、会場のほうの移動に関する補助をしていただいています。1回の集団接種につき、大体3名程度入っていただいているところです。</p>
議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>質疑をこれで終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和5年度筑前町一般会計補正予算(第1号))」を採決します。</p> <p>本件について承認することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町朝日地内での事故に関わる損害賠償)」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の41ページをお願いします。</p> <p>承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりです。</p> <p>42ページをお願いします。</p> <p>令和5年専決第6号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>令和5年4月5日に専決処分したものです。</p> <p>1 事故名 筑前町朝日地内での事故</p> <p>2 事故の発生日 令和4年10月6日</p>

	<p>3 事故の相手方 町外居住者</p> <p>4 事故の概要 令和4年10月6日、筑前町朝日地内において、派遣職員の運転する公用車（ちくちゃんバス）と往来中の車両が接触したものです。</p> <p>5 損害賠償額（対人） 120万円です。</p> <p>相手方に対する損害賠償は、対人と対物が生じておりましたが、対物に関しては令和4年12月13日に専決処分をし、本年2月1日開催の第1回臨時議会において報告承認いただいております。今回の対人損害賠償については、早期に和解を締結し賠償額を相手方に支払う必要があったため、賠償額（人身）120万円と決定することを令和5年4月5日に専決処分したものです。</p> <p>賠償額につきましては、本町が加入しております全国自治協会の自動車共済保険から既に支払い済みでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はございませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町朝日地内での事故に関わる損害賠償）」を採決します。</p> <p>本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第6号は承認することに決定をいたしました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度筑前町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の43ページをお願いします。</p> <p>承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は町長説明のとおりです。</p> <p>44ページをお願いします。</p> <p>令和5年専決第7号、専決処分書。</p> <p>令和5年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。</p> <p>令和5年4月21日に専決処分したものです。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算（第2号）をお願いします。</p> <p>1ページです。</p>

	<p>令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,893万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億6,587万円とするものです。</p> <p>今回の補正内容は、物価高騰に直面する住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に対する経費を追加するものです。全額国庫補助です。</p> <p>歳出から説明いたします。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>3款2項7目子育て世帯生活支援特別給付金費、補正額1,893万3,000円の増額です。</p> <p>1節報酬31万2,000円から3節職員手当等9万円、8節旅費9,000円については、会計年度任用職員及び職員の人件費です。</p> <p>11節役務費3万2,000円は給付金通知の郵送料。</p> <p>12節委託料99万円は特別給付金事務対応システム改修委託料。</p> <p>19節扶助費1,750万円は、給付対象児童に対し1人あたり5万円を給付するものです。</p> <p>次に、歳入です。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>16款2項3目民生費国庫補助金1,893万3,000円は、給付事業費及び事務費に対する新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度筑前町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。</p> <p>本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第26号「工事請負契約の締結について（夜須中北側校舎外壁改修工事）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の45ページをお願いします。</p> <p>議案第26号「工事請負契約の締結について」</p> <p>夜須中北側校舎外壁改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。本日付提出、町長名でございます。</p>

	<p>提案理由は町長説明のとおりです。</p> <p>工 事 名 夜須中北側校舎外壁改修工事</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>請負契約額 8,173万円</p> <p>工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町篠隈158番地44 株式会社ヒミコ建設 代表取締役 池田静夫</p> <p>46ページをお願いします。</p> <p>入札結果につきましては、株式会社ヒミコ建設が第1回目の入札で落札し、落札率は85.71%でございます。</p> <p>工事箇所及び工事概要は記載のとおりです。</p> <p>工期は、契約の効力発生の日から令和5年10月10日でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>夏休み中には工事が終わらないようで、学校が始まってでも工事があると思うのですが、子どもたちにけがのないよう十分気をつけていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑はないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第26号「工事請負契約の締結について(夜須中北側校舎外壁改修工事)」を採決します。</p> <p>議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第27号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の47ページをお願いします。</p> <p>議案第27号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」令和5年度筑前町一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算(第3号)をお願いします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和5年度筑前町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,844万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億9,431万6,000円とす</p>

	<p>るものです。</p> <p>今回の補正内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費を追加するものです。</p> <p>歳出から説明いたします。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>2款1項38目新型コロナウイルス地方創生費、補正額2億2,844万6,000円の増額です。</p> <p>1節報酬から12節委託料までの予算は、物価高騰対策地域振興券発行事業及び非課税世帯に一律3万円を給付する非課税世帯給付金事業の実施に要する費用となります。</p> <p>まず、1節報酬255万円は、会計年度任用職員2名を任用するもの。</p> <p>3節職員手当等205万2,000円は、職員の時間外勤務手当。</p> <p>4節共済費40万5,000円は、会計年度任用職員の共済組合負担金。</p> <p>7節報償費40万円は、封入等作業に対する謝金。</p> <p>8節旅費11万4,000円は、普通旅費として6,000円、会計年度任用職員の費用弁償として10万8,000円。</p> <p>10節需用費323万2,000円は、消耗品費103万2,000円と、地域振興券の印刷製本費220万円。</p> <p>11節役務費816万5,000円は、申請書や地域振興券の郵送料として通信運搬費783万5,000円、給付金振込手数料33万円。</p> <p>12節委託料121万円は、非課税世帯給付金の給付作業支援業務委託料です。</p> <p>18節負担金補助及び交付金は、各事業に要する支援金等2億1,031万8,000円の増額です。町内の福祉施設等に対する物価高騰対策支援金として209万円、保護者の負担軽減のため学校給食物価高騰対策支援金5,037万8,000円、非課税世帯に一律3万円を給付する非課税世帯給付金8,400万円、全世帯及び未就学児を対象に配布する地域振興券の換金負担金6,540万円、町内の保育所等に対する物価高騰対策支援金725万円、原油価格高騰対策として甘木鉄道に対する運営支援負担金120万円です。</p> <p>次に歳入です。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>16款2項2目総務費国庫補助金1億6,066万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。</p> <p>20款2項1目基金繰入金6,778万円は、財源調整のために財政調整基金を繰り入れるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>別冊の7ページですけれども、負担金補助及び交付金の中で、非課税世帯給付金が8,400万円になっていますが、予算の概要の資料の中では8,911万5,000円になっているんですが、この金額の違いは何でしょうか。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど財政課長も申し上げましたように、1節報酬から12節委託料につきましては、非課税世帯給付金事業と振興券発行業務に対する事務費がございます。この事務</p>

	費とそこの中の事務費の非課税世帯給付金分と非課税世帯給付金の8,400万を足したものが、財政課が資料を作っている総額となりますので、よろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第27号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」を採決します。 議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。 これで、本日の日程は全部終了いたしました。 田頭町長
町長	お礼を申し上げます。 本日の臨時会は、6月定例会前にどうしても開催させていただきたいということでございました。全議案を採択、承認いただきましてありがとうございます。
閉会	
議長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和5年第2回筑前町議会臨時会を閉会します。 お疲れさまでした。 <p style="text-align: right;">(10:55)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議長 田中政浩</p> <p style="text-align: center;">3番議員 原口博文</p> <p style="text-align: center;">4番議員 原田 宏</p>